

第3章 計画の基本方針

① 緑の将来像

歩こう・ふれよう 「緑・水・ふるさと、ふなばし」

本市には、海から源流域までたどれる海老川が市の中心部を流れているほか、昔の海岸線の名残を伝えるクロマツの林やタブノキ、市街地に自然的な緑の景観を提供する斜面緑地など、魅力的な緑が数多くあります。

南部地域では源流域から海岸線まで緑と水に親しみながら散策でき、北部地域では豊かな自然と穏やかな田園風景のなかを散策できるようなネットワークの形成や、旧海岸線に残る美しいクロマツの林やタブノキを後世に残すことは、本市の魅力を維持することになります。

また、まちなかのいたるところで緑が目に入り、身近なところに快適な公園がある、そのような緑のまちづくりは本市の魅力を一層高めることにつながります。

このような、お年寄りから子どもまでが緑と水にふれあいながら歩ける都市を目指し、市民すべてが船橋をふるさととして末永く暮らせる緑豊かなまちを市民のみなさまとともに実現していきます。

② 計画の基本方針

次の4つの基本方針のもとに、緑の保全・創出・育成を進めることにより緑の将来像を実現していきます。

基本方針1

人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

基本方針2

多様な緑により風格ある緑の都市をつくります

基本方針3

安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

基本方針4

市民との連携により、緑を守り育てていきます

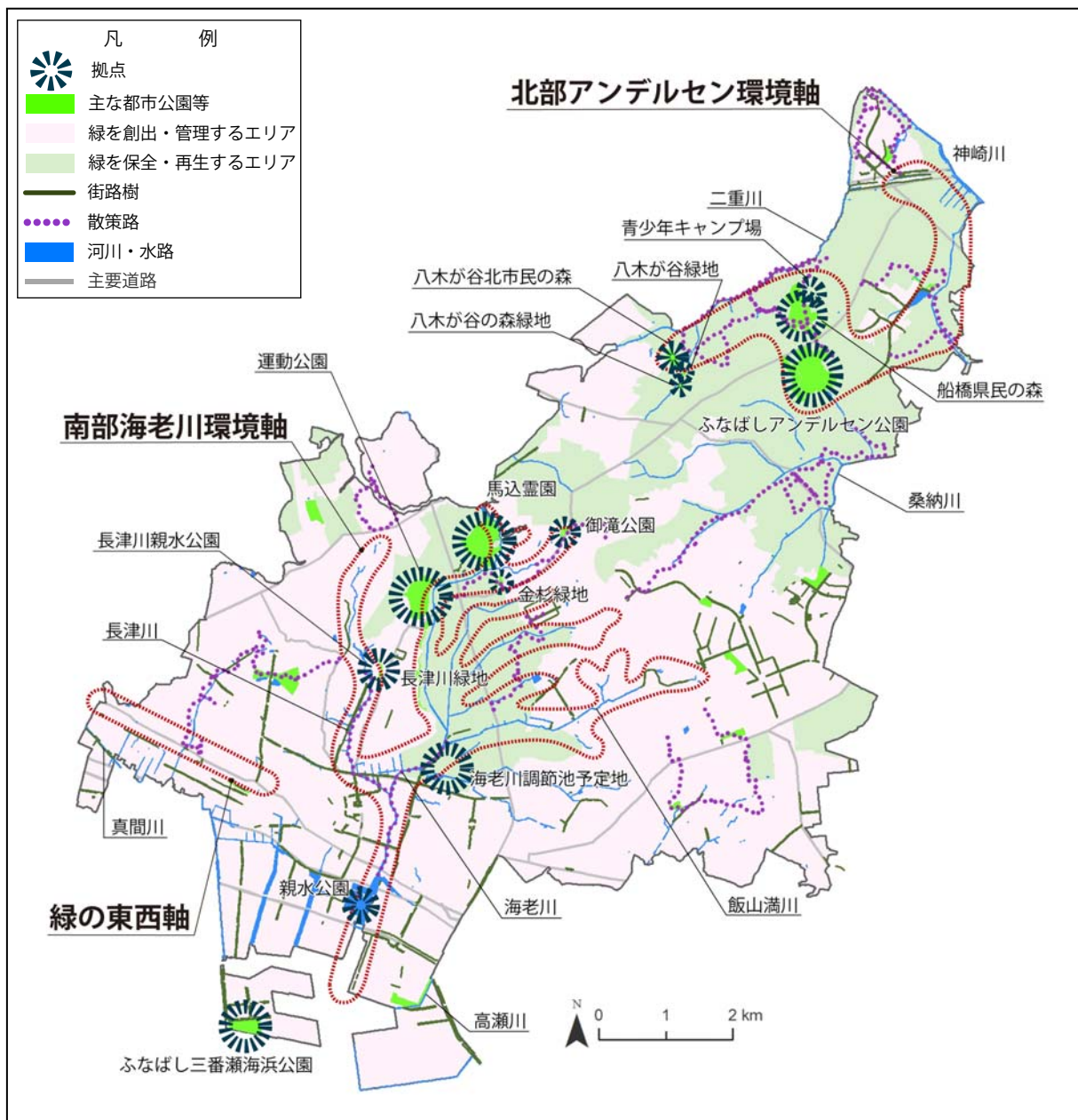
基本方針1

人と緑と生きものがふれあえる、水と緑のネットワークをつくります

これまで述べてきたとおり、本市の中心部には海から源流域までたどれる海老川が流れ、多様な緑があります。また、北部にはふなばしアンデルセン公園や船橋県民の森、ふるさと感じさせる田園風景や社寺等も含めた自然豊かな風景が残っており、これらが船橋市の自然特性となっています。

その特性を活かし、さらに、生物多様性の保全に寄与させるには、これらの自然を保全し、それぞれをつないでネットワークを形成していくことが大切です。

また、その緑と生きものにふれあえるように、既存の施設や自然的な資源の保全と新たな施設の整備などにより、特徴的な景観軸である「緑の東西軸」と、市域を南北に縦断する2つの環境軸である「南部海老川環境軸」、「北部アンデルセン環境軸」を形成していきます。



水と緑のネットワークの形成

基本方針 2

多様な緑により風格ある緑の都市をつくります

豊かな自然、川や海の水辺、社寺林などの歴史的に継承されてきた緑、地域毎の特徴ある緑など、本市には多様な緑があります。地域の多様な緑の特性に合わせて、樹林地や公園、街路樹、民有地の緑により風格ある緑の都市をつくっていきます。

基本方針 3

安全で快適な暮らしに役立つ、質の高い緑を増やします

都市の緑には、第1章に記載した「緑の機能」にあるように、レクリエーション、防災、景観形成、生物多様性の保全、都市環境の保全といったさまざまな機能があります。市街化が進んでいる本市では、新たな緑の創出にあわせ、それらの緑がそれぞれの機能を高めるような質の高い緑となるよう維持・管理を行っていきます。

基本方針 4

市民との連携により、緑を守り育てていきます

市街化が進んでいる本市において、効果的な緑化を図るには、計画的な緑の骨格・拠点づくりを進めることとあわせ、市民・事業者主体による緑化の推進と創出された緑の管理運営を展開し、良好な緑の存在を市民が実感できる緑豊かな環境づくりを進めることが必要です。都市の緑化を一層推進するために、緑化に関する情報の提供や各種支援などの普及・啓発活動を市民に対して行うとともに、協働事業を推進することで市民と一緒に緑を育てていきます。



③ 計画の目標

目標年次を平成47年（中間年次：平成37年）とします。

なお、人口は船橋市人口ビジョンにおける将来人口推計より、目標年次である平成47年において62.7万人（中間年次：63.6万人）とします。

【目標1】 樹林地の確保

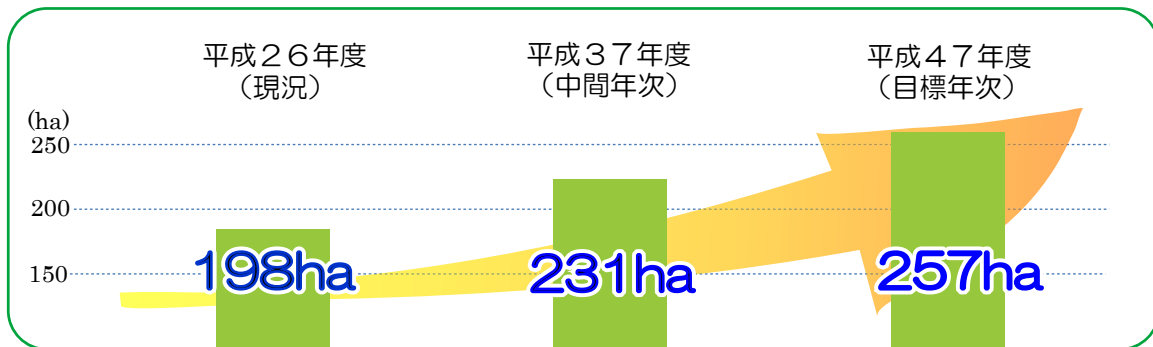
市内にある樹林地を維持・保全するため、都市緑地や指定樹林といった保全施策を実施している面積を増やします。



第2章にあるように、平成25年度時点で市内には616haの樹林地があります。その樹林地をできるだけ維持・保全するため、各樹林地の緑の機能や周辺環境を踏まえ、その状況に合わせた保全施策を活用していきます。

【目標2】 都市公園の整備

都市公園の総面積を増やします。



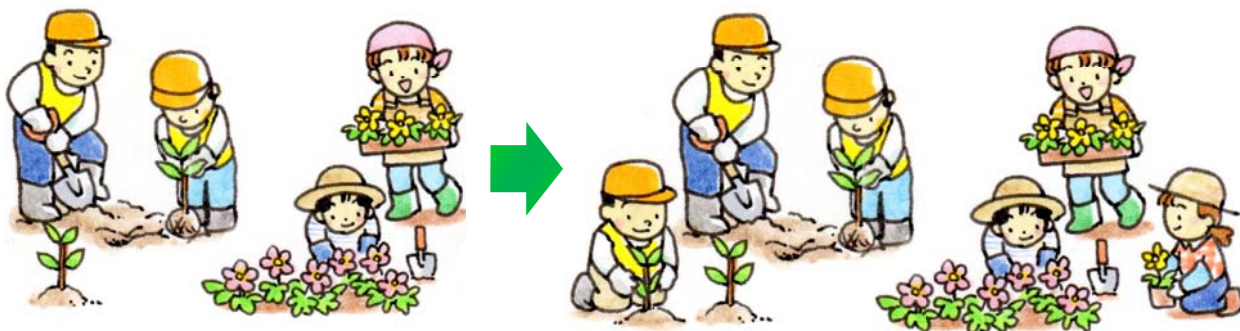
※目標の総面積には、今後市で行う整備計画のほか、民間事業者による宅地開発行為等に伴い整備される公園の予測面積を考慮しています。

(参考) 平成26年度末時点での市民一人あたり公園面積は3.17㎡/人です。

仮に目標とした総面積から計算すると、平成37年度で3.63㎡/人、平成47年度で4.10㎡/人となり、市民一人あたり5㎡/人を目指し、公園整備を推進していきます。

【目標3】市民協働の推進

市民協働事業に対する参加団体や実施箇所数を毎年2%増やします。



平成 26年度

平成 47年度（目標年次）

第4章に掲げる計画実現のための施策の中で、市民との協働により実施していく施策において、施策内容の充実や実施方法の改善、PR活動などにより、参加団体や人数、箇所数を毎年2%増やし、市民協働を推進していきます。

推進にあたっては、地域ごとの活動状況の偏りも考慮し、市内全域での協働体制の推進を目指すと共に、活動内容の質の向上も目指します。

また、新規事業についても検討し、同様に推進していきます。

第4章 計画実現のための施策

4つの基本方針に沿って緑の将来像を実現するために、下表の施策の体系に基づいて個別施策を推進していきます。（全45施策）

施策の体系

基本施策	個別施策	
(施策1) 船橋らしい緑の保全	1-1	樹林地の機能評価
	1-2	都市緑地による樹林地の保全
	1-3	市民の森による樹林地の保全・活用
	1-4	指定樹林制度の活用
	1-5	特別緑地保全地区の指定
	1-6	風致地区制度の活用による緑の維持
	1-7	巨樹・名木の保全
(施策2) 公園緑地の整備	2-1	公園不足地区における優先的整備の推進
	2-2	公園等の恒久性の確保
	2-3	土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備
	2-4	既存国有地の活用
	2-5	隣接する市街化調整区域での公園整備
	2-6	市街地の立体的な土地利用による公園整備
	2-7	新たな運動公園の整備
	2-8	開放型の都市緑地の整備
	2-9	特色ある公園等の整備
	2-10	防災機能の強化
	2-11	都市公園の再整備による活性化
	2-12	生産緑地の活用

第4章
計画実現のための施策

基本施策	個別施策	
(施策3) 緑化の推進	3-1	街路樹による道路緑化の推進
	3-2	自然を活かした水辺環境の創出
	3-3	公共施設の緑化
	3-4	生垣助成
	3-5	宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進
	3-6	立体的な緑の推進
(施策4) 緑の効果を高める 管理の充実	4-1	公園・緑地・街路樹の適正な管理
	4-2	地域に根差した樹木の移植
	4-3	安全・安心な公園の維持
	4-4	緑のリサイクルの推進
(施策5) 市民との協働の推進	5-1	市民参加の公園づくり
	5-2	ふれあい花壇事業
	5-3	花いっぱいまちづくり助成事業
	5-4	花苗サポーター事業
	5-5	町会等清掃委託制度の推進
	5-6	地域のシンボルとなる緑づくり
	5-7	ビオトープ事業の推進
	5-8	緑の保全に寄与する団体へのサポート
	5-9	緑化推進委員会の設置
(施策6) 緑の普及・啓発	6-1	緑と花のジャンボ市
	6-2	花壇コンテスト
	6-3	公園等の情報提供
	6-4	環境学習プログラムの開発
	6-5	市の花の普及・啓発活動
	6-6	緑の散策路の普及・推進
	6-7	地域活性化のための公園活用

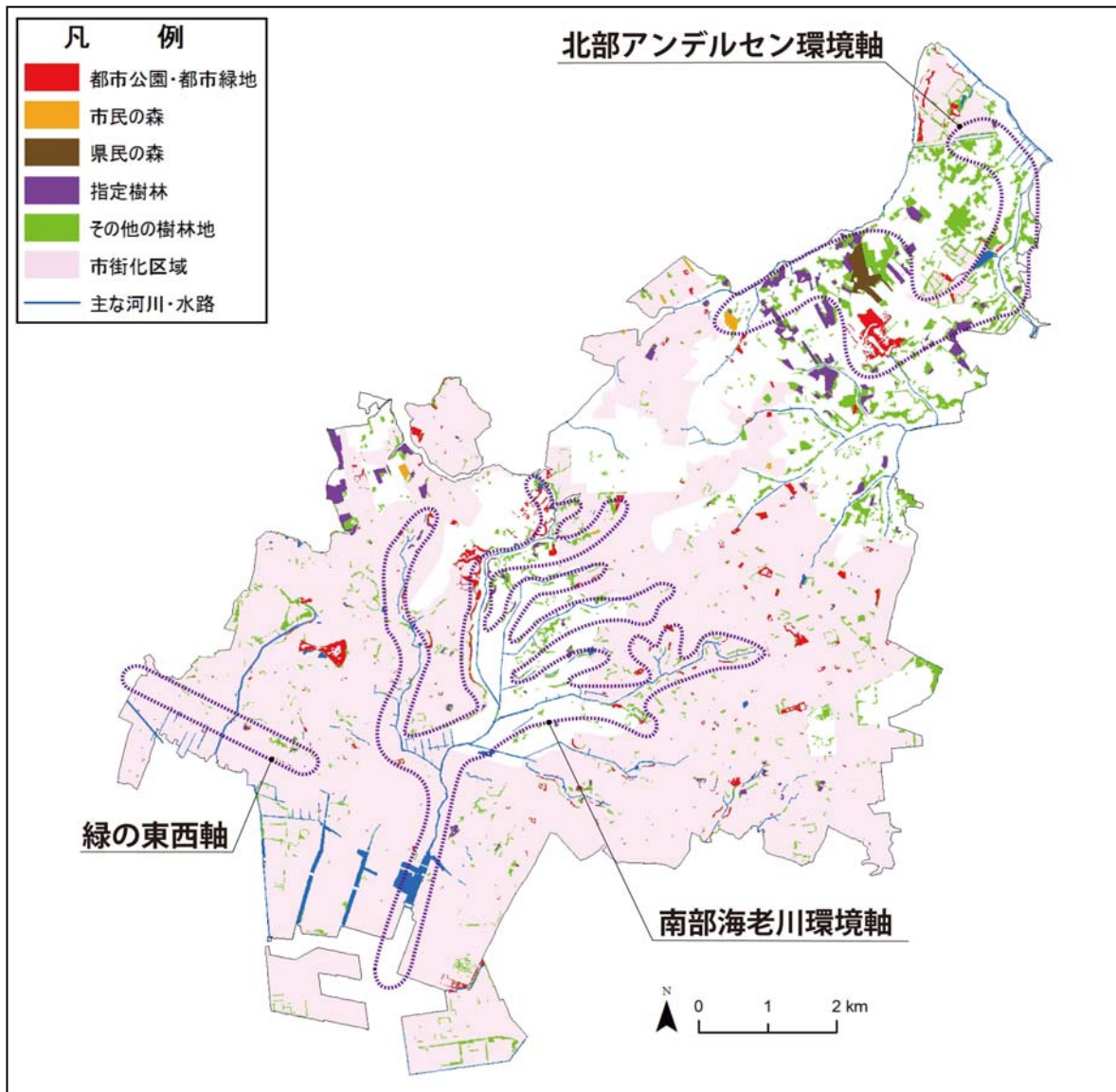
1 船橋らしい緑の保全

(1) 現況と課題

河川沿いに残る斜面緑地や、北部地域の田園風景、緑の東西軸を形成する樹林地、社寺等の緑は本市の代表的な景観を形成しています。

また、市内4か所の風致地区では制度に基づく規制・誘導により地区内の樹木や樹林地を維持し、良好な生活環境が形成されています。

これらの、船橋らしさを今に伝える緑を将来に継承するため、樹木や樹林地の担保性の向上を図る必要があります。また、ネットワーク形成や、都市景観の形成のため、樹林地の持つ機能や、地域のニーズも踏まえ、重要な樹林地の保全を進めていく必要があります。



樹林地分布とその保全状況

(2) 基本的な考え方

水と緑のネットワークを形成する南北環境軸における樹林地、良好な景観形成に寄与する緑の東西軸や北部地域の豊かな自然を構成する樹林地などを重要な緑として位置づけ、地域に応じた適切な保全施策を推進します。

(3) 個別施策

1-1 樹林地の機能評価 [新規]

市内の樹林地を都市環境の保全や景観形成、防災といった緑の持つ機能から調査・分析し、各箇所の機能を評価します。その評価結果をもとに、今後の保全方針や施策展開の検討に反映していきます。

1-2 都市緑地による樹林地の保全 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、保全すべき重要度が高い樹林地を、買収もしくは借地し、都市緑地として保全します。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
都市緑地面積	36.4 ha	40.0 ha	50.0 ha

1-3 市民の森による樹林地の保全・活用 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放します。



高野台3丁目市民の森

【制度概要】

緑地保全と利用を兼ねる制度で、約5,000㎡以上の樹林地について、所有者と借地契約を結び、市が施設整備を行い開放する制度。

1-4 指定樹林制度の活用 [継続]

市内の樹林地の中で機能の評価が高い樹林地を指定樹林に指定し、管理費用等の助成を行うことで保全を図ります。

【制度概要】

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例に規定された制度で、樹林の生育面積が300㎡以上で、属する樹木が健全である樹林地を、所有者の同意を得て指定する制度。

1-5 特別緑地保全地区の指定 [継続]

都市における良好な自然環境に寄与する緑地を、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する特別緑地保全地区等の指定による保全を検討します。

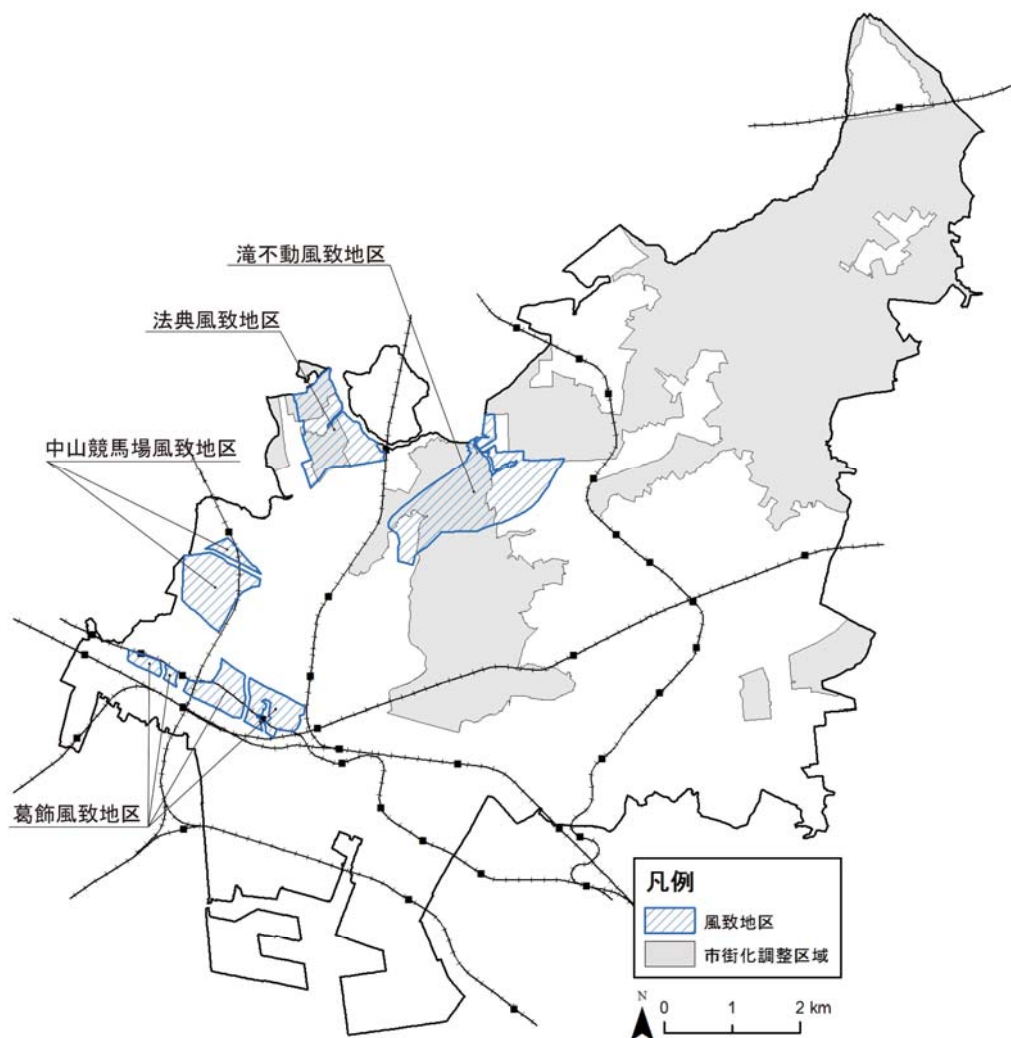
【制度概要】

都市緑地法に規定された制度で、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。行為制限がある一方で税制上の優遇措置や買い取りを申し出ることができる。

1-6 風致地区制度の活用による緑の維持 [継続]

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るために定める地区であり、本市では下図の4地区を指定しています。

千葉県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行した船橋市風致地区条例に規定されている、建築等の各種行為に対し建築物等の高さや規模等を抑えるなどの規制に対する確認や許可を行っていくことで、指定地区内の住環境と緑地環境の調和を図ります。



風致地区位置図

1-7 巨樹・名木の保全 [継続・新規]

ふるさとの風土の歴史を肌に刻んだ巨樹を保全するため、指定樹木制度の活用を図ります。

また、巨樹の他に地域に親しまれている木などを名木として保全するため、現在の指定要件の見直しも検討します。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
指定樹木本数	103本	115本	130本

② 公園緑地の整備

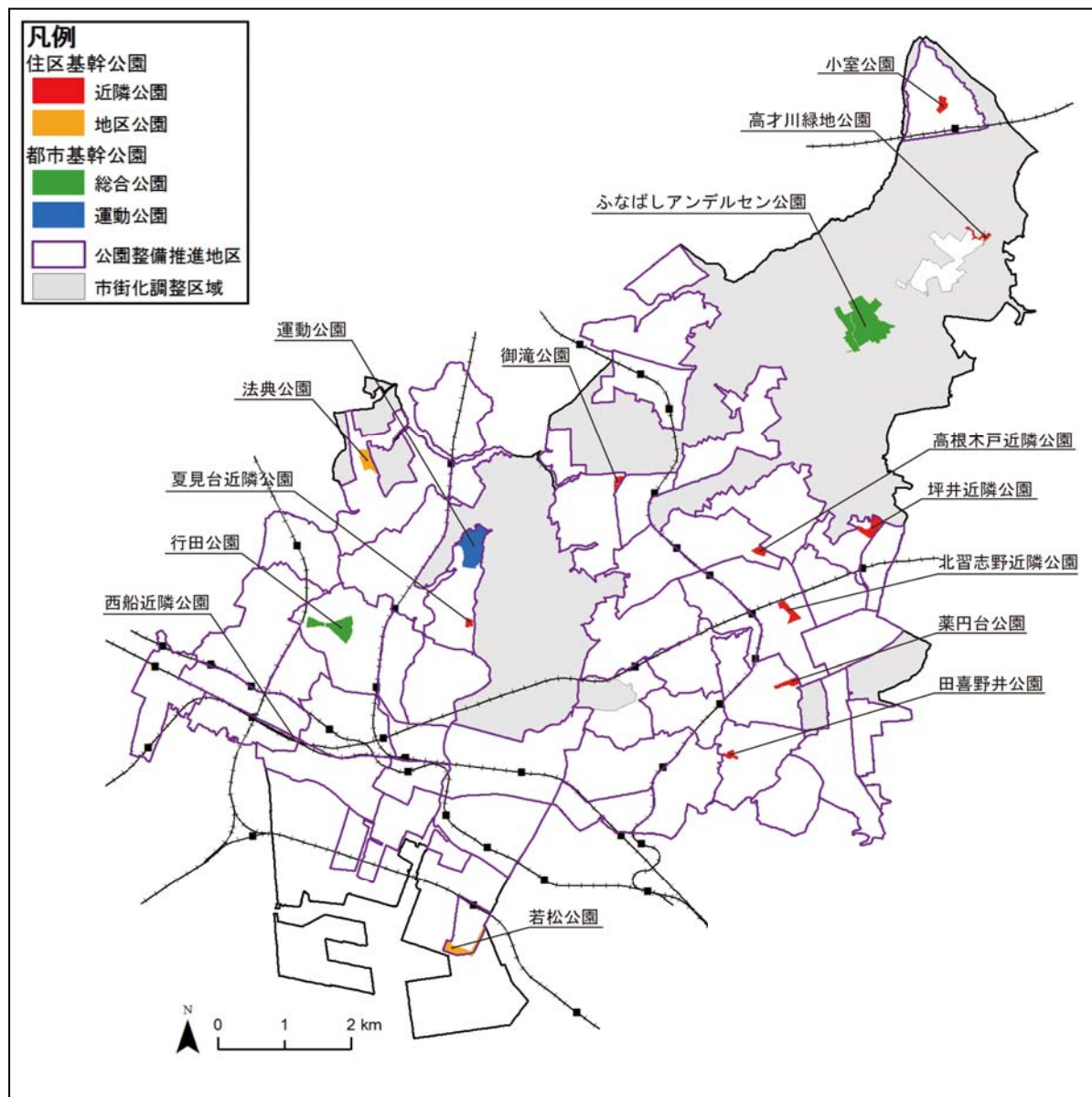
(1) 現況と課題

本市では、積極的に公園緑地の整備に取り組んできましたが、人口増加と密集した土地利用の進展による用地取得の困難さから、十分な量の確保に至らず、全国あるいは県下、周辺市と比較しても一人当たりの公園面積は少ない状況です。

公園種別ごとでは、最も身近な住民の利用のために設置される街区公園は比較的整備が進んでいますが、近隣公園、地区公園は不足しています。また、市全域の住民の利用のために設置される都市基幹公園では、運動公園が不足しています。

本市は、福祉と緑の都市宣言を行っているほか、高齢化が進んだ社会への対応、災害時の避難地となる身近な公園の重要性などを踏まえると、市街化が進み、都市基盤が十分でないという現状を認識した上で、公園緑地の整備推進が必要となります。

なお、平成19年度に市内6地区を緑化重点地区とし公園整備などの推進を図ってきましたが、平成24年度からは市全域を緑化重点地区に拡大しています。



公園緑地の整備の現況

(2) 基本的な考え方

都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える都市基幹公園の整備に努め、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

(3) 個別施策

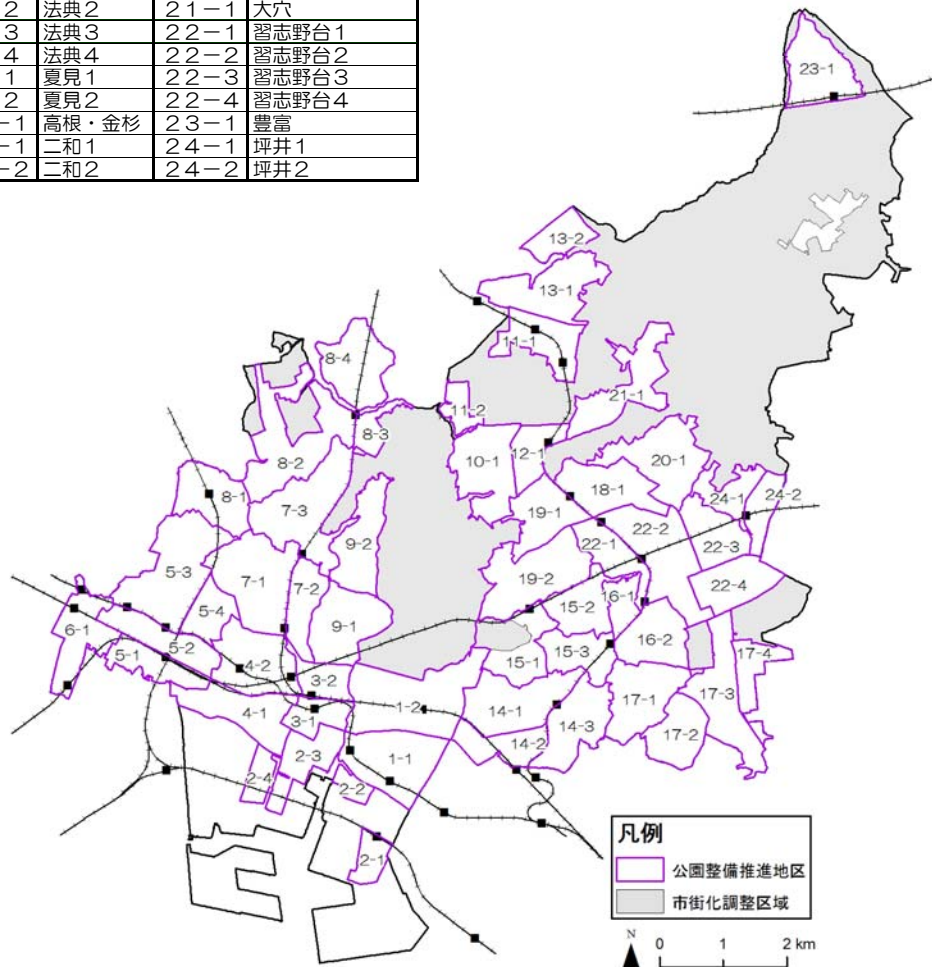
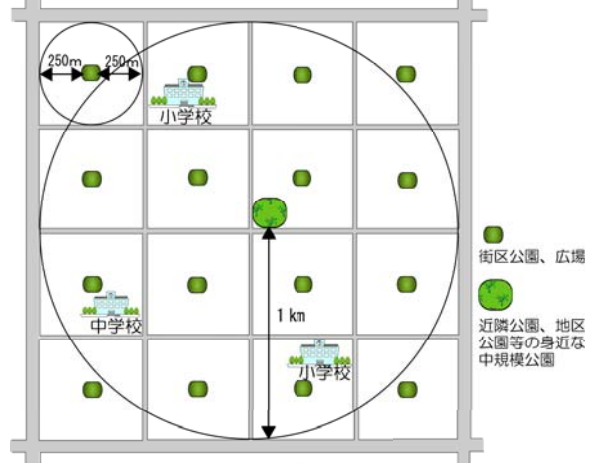
2-1 公園不足地区における優先的整備の推進 [継続]

市街地を町丁目や線路等の分断要素の点から54の公園整備推進地区に分け、各地区の公園整備状況をもとに、公園が不足している地区に優先的に公園を整備していきます。

公園整備推進地区の一覧

地区番号	地区名	地区番号	地区名
1-1	宮本1	12-1	三咲
1-2	宮本2	13-1	八木が谷1
2-1	湊町1	13-2	八木が谷2
2-2	湊町2	14-1	前原1
2-3	湊町3	14-2	前原2
2-4	湊町4	14-3	前原3
3-1	本町1	15-1	二宮・飯山満1
3-2	本町2	15-2	二宮・飯山満2
4-1	海神1	15-3	二宮・飯山満3
4-2	海神2	16-1	薬田台1
5-1	葛飾1	16-2	薬田台2
5-2	葛飾2	17-1	三山・田喜野井1
5-3	葛飾3	17-2	三山・田喜野井2
5-4	葛飾4	17-3	三山・田喜野井3
6-1	中山	17-4	三山・田喜野井4
7-1	塚田1	18-1	高根台
7-2	塚田2	19-1	新高根・芝山1
7-3	塚田3	19-2	新高根・芝山2
8-1	法典1	20-1	松が丘
8-2	法典2	21-1	大穴
8-3	法典3	22-1	習志野台1
8-4	法典4	22-2	習志野台2
9-1	夏見1	22-3	習志野台3
9-2	夏見2	22-4	習志野台4
10-1	高根・金杉	23-1	豊富
11-1	二和1	24-1	坪井1
11-2	二和2	24-2	坪井2

身近な公園の整備イメージ



公園整備推進地区

2-2 公園等の恒久性の確保 [継続]

公園等の恒久性を確保するため、都市公園法に基づく都市公園として開設するとともに、一定規模以上の都市公園については都市計画決定を行います。また、借地により開設している公園は用地取得を推進します。

2-3 土地区画整理事業や再開発事業等との連携による整備 [継続]

土地区画整理事業や再開発事業等の実施の際には、公園整備等の協議を行い必要な公園や緑地の確保を図るとともに、地区計画や緑地に関する協定も活用しながら緑のまちづくりを進めます。

2-4 既存国有地の活用 [継続]

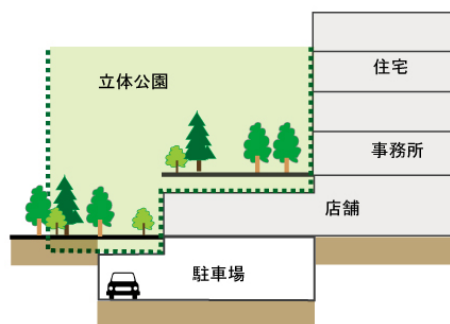
国有地等の払下げに際し、公園不足地区等を踏まえ、用地取得並びに公園整備を検討していきます。

2-5 隣接する市街化調整区域での公園整備 [継続]

既に宅地化された市街化区域内で、まとまった公園用地の確保が難しい場合に、隣接する市街化調整区域において公園整備を進めることを検討していきます。

2-6 市街地の立体的な土地利用による公園整備 [新規]

人工地盤の上部利用や立体都市公園制度など、市街地の限られた用地を立体的に活用する制度により、都市部の公園不足地域での公園整備を検討していきます。



2-7 新たな運動公園の整備 [継続]

スポーツ健康都市宣言を踏まえ、市民の利便性を図るため新たな運動公園の整備を検討します。

2-8 開放型の都市緑地の整備 [継続]

緑地保全を第一の目的とする都市緑地の整備においても、市民が利用できる開放型の緑地整備を検討します。

2-9 特色ある公園等の整備 [継続]

地域特性を活かした公園や、特徴的な施設の整備により、特色ある公園等の整備を進めます。

ふなばしアンデルセン公園

北部アンデルセン環境軸の拠点として、さらには、レクリエーション活動の中心として、良好な自然環境を活かした魅力ある公園とするべく未整備エリアの整備を進めます。

それに加え、施設の更新や再整備も行いながら、機能・魅力を高めていきます。



ふなばし三番瀬海浜公園

東京湾最奥部の貴重な干潟「三番瀬」に隣接するふなばし三番瀬海浜公園に、三番瀬の自然について学べる環境学習施設などを整備します。（詳細は4ページ）

運動公園

本市のスポーツの拠点である運動公園の老朽化したプール施設を、流れるプールの新設など遊戯性を高めたプールに再整備します。（詳細は4ページ）

（仮）葛南広域公園

都市化が進み広域的な利用に資する公園が不足している県北西部の葛南自然ふれあいモデル地区に構想された広域公園の早期具体化について、周辺市と連携して千葉県に要望していきます。

海老川調節池

千葉県が行う海老川調節池の整備において、周辺地区のまちづくりにあわせ、水や緑に親しめるなど公園的な多目的利用が図られるよう協議していきます。

2-10 防災機能の強化 [継続]

防災活動の拠点となる防災公園の整備を検討する一方、都市公園の整備や再整備の際には、周辺状況を考慮した上で地元自治会等と協議し、非常時に利用できる防災施設や耐火性の樹種の導入などにより防災機能の強化を図ります。



災害時にかまどになるベンチとテントになるパーゴラ（日陰棚）

2-11 都市公園の再整備による活性化 [継続]

施設の老朽化や、近隣住民の年齢層の推移などから起こる利用形態の変化により、公園利用状況の低下がみられる公園においては、再整備により活性化を図ります。

また、子育て支援や高齢化対応の充実を図るなど周辺地域のニーズや取組を踏まえて、機能の統合や集約などを考慮した既設の都市公園の再編についても検討していきます。

2-12 生産緑地の活用 [継続]

市街地の緑地空間確保に寄与する生産緑地制度を活用しながら、公園不足地区で、面積や接道条件などの要件を満たしている箇所の買い取り申し出があった場合、公園としての活用を検討していきます。

③ 緑化の推進

(1) 現況と課題

都市の緑には、第1章にあるようにさまざまな機能があります。その機能を維持し、高めるために、これまで道路や公共施設の緑化、新規宅地や工場等の事業所への緑化指導などにより市民、事業者、行政のそれぞれが協力しながら都市の緑の創出を進めてきました。

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例、船橋市環境共生まちづくり条例では、新規宅地等への緑化指導や緑地協定制度による緑地の創出などを行っています。

公共施設に関して、道路緑化は、街路樹の整備状況が十分でなくネットワーク化されていないため、広幅員で緑のネットワークの形成が可能な道路について緑化を検討する必要があります。

また、市庁舎や、中央公民館などでは、シンボルとなるような緑化を行い、まちの景観形成に大きな役割を果たしてきましたが、主要な公共施設の緑化は、まだ十分とはいえません。



緑豊かな街路樹



公共施設と街路樹が一体となった
緑のまちづくり

都市の緑を増やすには、公園緑地の整備などが中心となりますが、本市のように市街化の進んだ都市では、まとまった用地の確保が困難な場合も多く、公園緑地の整備だけで対応するには限界があります。そのため、例えば1箇所の面積は小さくなくても、視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような立体的な緑を各所に形成することにより、「福祉と緑の都市宣言」にふさわしい、緑が豊かに感じられる都市づくりを進める必要があります。

(2) 基本的な考え方

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民有地において視覚的に緑量を感じ、緑の効果が高いような緑の創出を積極的に進めます。

(3) 個別施策

3-1 街路樹による道路緑化の推進 [継続]

幅員16m以上の道路整備にあたり、計画的な道路緑化を推進するため、周辺の土地利用状況や歩行者通行量を考慮した上で、街路樹を設置できるところに、街並みや地域特性を考慮した街路樹の導入を検討します。

3-2 自然を活かした水辺環境の創出 [継続]

河川や調節池の周辺に遊歩道や緑地などを整備し、水や緑とふれあえる親水拠点を創出します。



3-3 公共施設の緑化 [継続]

公共施設の新設や建て替えに際しては、地域の景観に考慮した接道部緑化を推進し、地域のシンボルとなるような景観木・生垣を積極的に導入してくよう協議します。

3-4 生垣助成 [継続]

生垣の視覚効果や防災効果を高めるような適正な管理をしていくため、現在行っている生垣管理に対する助成の対象を広げ、設置推進と管理状況の質が高まるよう制度の見直しを図ります。また、管理だけでなく生垣設置に対する助成制度についても検討します。

【制度概要】

現行制度では延長が30m以上で、樹容が美観上特にすぐれている箇所を所有者の申請により指定し、助成を実施。

3-5 宅地開発や事業所等の設置と連動した緑化推進 [継続]

宅地開発や事業所等の設置の協議の際には、緑の保全と緑化の推進に関する条例や環境共生まちづくり条例などによる緑化の指導をしていきます。



3-6 立体的な緑の推進 [継続]

市街地における緑の視覚的効果と、夏季のヒートアイランド現象への対策に効果の高い、屋上緑化、壁面緑化、緑のカーテンなどの立体的な緑化を推進していきます。



4 緑の効果を高める管理の充実

(1) 現況と課題

都市の緑について、さまざまな効果を十分に発揮させるため、市街化が進んでいる本市では、新たに創出した緑を質の高い緑として適正に管理することが重要です。

これまで市においては、創出された緑を良好な状態に保つため、市民と連携し維持・管理に努めてきましたが、近年では周辺環境の変化や利用形態の多様化、管理面積の増大などもあり、必ずしも適切な維持・管理ができていない状態にはなく、このことから市民からの苦情・要望が増えるなど、維持・管理に係わる新たな体制づくりが課題となっています。

加えて、剪定枝や木材等を焼却せずにリサイクルすることで、ごみ焼却量の減少とともに資源化の促進を図り、循環型社会に寄与するような体制とすることも必要となります。

(2) 基本的な考え方

都市の緑を質の高い緑として維持・管理するための新たな仕組みづくりを推進していきます。

(3) 個別施策

4-1 公園・緑地・街路樹の適正な管理 [継続]

緑が目に見える、質の高い緑へと育成し管理していくため、公園や緑地、街路樹を含めた緑に対し、将来樹形までを見据えた適正な管理手法を検討し、樹木管理を行っていきます。

4-2 地域に根差した樹木の移植 [新規]

地域の中で親しまれ、シンボルとなっている樹木が、やむを得ず除去せざるを得なくなった場合の移植等の保全方法を検討します。

4-3 安全・安心な公園の維持 [継続]

犯罪や事故防止のため、適正な夜間照明の照度を確保し、死角となるような施設や植栽の改善を図ります。

4-4 緑のリサイクルの推進 [継続]

樹木の剪定によって発生した枝等をチップ化し、土壌改良材等として活用していくとともに、新たな有効利用方法を検討していきます。それとともに、公園等で木材を使用する施設を整備する際に、再生木材を使用した製品を活用します。

【進行管理の指標】

木材を使用する施設の設置に関し、再生木材使用製品の整備割合100%を目指します。

*再生木材とは、廃木材と廃プラスチックを主原料とした環境にやさしいリサイクル素材で、ベンチ等の製品に使用されています。

5 市民との協働の推進

(1) 現況と課題

身近な公園や緑地について、現在草取りや花壇の植え替え・水やり、清掃・ごみ拾いなど、市民の協力を得て良好な維持・管理に努めていますが、今後、より地域に合った親しまれる公園として管理・活用していくには、市民との協働がさらに重要になってきます。

また、緑や花があふれるまちを目指すには、公園等だけではなく、その他の公共空間、さらには住宅地などの緑化が必要であり、その点に関しても市民協働の推進が不可欠となります。

「市民協働」とは・・・

あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。

あらゆる主体

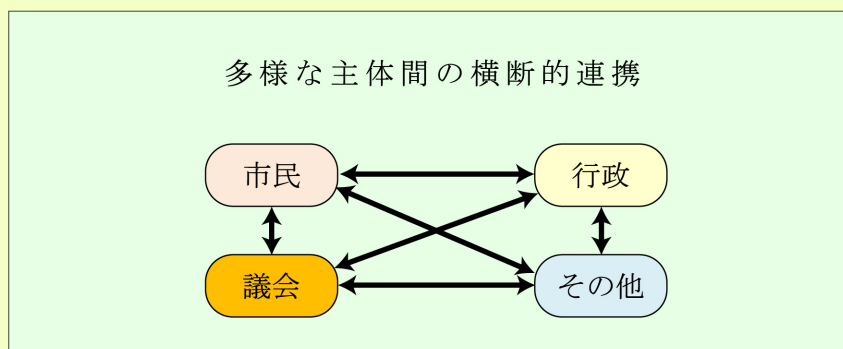
市民：本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに関する各種団体（経済・産業団体など）といった多様な主体をいいます。

行政：船橋市

議会：船橋市議会

その他：上記以外（国・県・他の自治体等）

—— あらゆる主体による、市民福祉の向上に向けた取り組み ——



市民協働の理解と実践の繰り返し

「計画」・「実績」・「評価」の各段階における試行錯誤の蓄積

事業の効率化と実施効果の向上へ！

出典：船橋市「市民協働の指針」平成20年3月

(2) 基本的な考え方

市民との協働を推進することで、公園や緑地を地域に合った質の高いものとして管理・活用し、民有地も含め緑と花があふれるまちを目指します。

(3) 個別施策

5-1 市民参加の公園づくり [継続]

公園の整備にあたっては、計画段階から市民の意見を確認し、利用者が愛着をもてる公園づくりを進めます。また、こども未来会議室等で提案された市民の要望についても積極的に検討していきます。

5-2 ふれあい花壇事業 [継続]

公園等に花壇を設置し、市民団体等に花苗の植え替えや水やりなど花壇の管理をお願いします。今後は、事業の効果を高めるため、花壇の管理についてアドバイスする専門家の派遣などにより、活動団体をサポートするような体制づくりを検討します。



【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
実施箇所	98 箇所	120 箇所	147 箇所

5-3 花いっぱいまちづくり助成事業 [継続]

花のあふれるまちづくりのため、公共的な空間に花を植えている団体に、その費用の一部を助成します。今後は、より使いやすい制度になるよう手続き等を見直し、登録団体の増加を図ります。



【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
事業参加団体	29 団体	55 団体	65 団体

5-4 花苗サポーター事業 [新規]

事業に協力していただける市民を登録し、種から花苗をつくるまでの育て方を講習しながら、種や必要資材を配布して花苗づくりをお願いする「花苗サポーター事業」の実施を検討します。作成した花苗のうち、一定個数を公共施設用として納品してもらい、残りは自由に育ててもらうことで、花のあふれる街を目指します。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成47年度
花苗サポーター	0 人	100 人



5-5 町会等清掃委託制度の推進 [継続]

身近な公園の清掃等管理を自治会などの団体に委託し、地域で管理していただきます。活動団体や箇所を増やしていくよう、例えば簡単なものから何段階かに管理内容のレベルを変えた委託体制にするなどの制度改正の検討や報告体制の見直しを行い推進していきます。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
委託箇所	359箇所	446箇所	543箇所

5-6 地域のシンボルとなる緑づくり [新規]

公園や緑地の整備・再整備などに合わせ、地域のシンボルとなる樹種を選び、それを地域住民に植樹してもらおうイベントなどを行うことで、緑を増やすとともに緑に興味を持ってもらう機会や、公園に愛着を感じてもらおうきっかけをつくります。

【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
植樹箇所	0箇所	20箇所	50箇所

5-7 ビオトープ事業の推進 [継続]

生物の生息空間としての機能を高めるため、緑や花、水辺などを合わせ持ったビオトープを設置・管理し、生物多様性の拠点とします。管理運営に際しては、学校や市民団体、専門知識を有する方と協力し、環境教育や地域の交流の場としても活用するよう、推進体制を検討していきます。

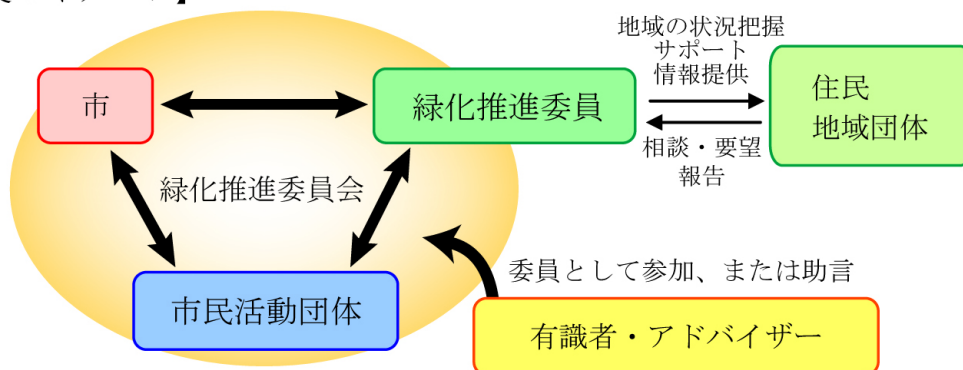
5-8 緑の保全に寄与する団体へのサポート [新規]

緑の保全に寄与する団体の活動を評価・表彰することや、市の認定証などを発行する、または、団体の活動とそれに関心がある市民をつなぐ、さらに、必要な機材の貸出しや樹木医等の派遣をするといった活動団体をサポートする方法やシステムを検討します。

5-9 緑化推進委員会の設置 [新規]

各施策を推進するにあたり、地域を代表して市との連携を図り、各地域の緑化状況を把握し緑化のサポートをする（仮称）緑化推進委員の任命と（仮称）緑化推進委員会の設置を検討します。

【制度のイメージ】



6 緑の普及・啓発

(1) 現況と課題

都市の緑化を推進するためには、市民が緑の役割や大切さなどを学び、緑にふれて興味を持つ機会となるような普及・啓発事業を行うことが重要です。それにより、市民が緑について考え、緑を育む活動を理解し、小さなことからでも緑に関する活動を実施していただくことで、地域の緑を増やしていくことにつながると考えています。

緑の普及・啓発活動の中心的な役割を果たしていた財団法人船橋市緑の基金が平成23年3月を持って解散し、緑と花のジャンボ市の開催や、花壇コンテストなどの事業は市で引き継いで実施していますが、機関誌の発行や、樹木等の自然観察会などの一部の事業は廃止されています。

(2) 基本的な考え方

都市の緑化を一層推進するために、緑にふれる機会や緑化に関する情報の提供などの普及・啓発活動を行い、市民と一緒に緑を育てていきます。

(3) 個別施策

6-1 緑と花のジャンボ市 [継続]

植木や花苗などの販売を行う「緑と花のジャンボ市」を毎年2回（春・秋）開催します。現在は、年2回とも天沼弁天池公園で開催していますが、今後は市内の別の地域での開催も検討するとともに、植木や花苗の販売だけでなく、展示スペースや体験コーナーなどの内容拡充についても検討していきます。



6-2 花壇コンテスト [継続]

個人や団体が、街中で管理している花壇のコンテストを開催し、優秀者を表彰します。今後は、事業推進のため、花壇等の作り方や花の育て方などをアドバイスする講習会等の開催も検討します。



【進行管理の指標】

	平成26年度	平成37年度	平成47年度
コンテスト出場団体	44 団体	55 団体	65 団体

6-3 公園等の情報提供 [新規]

公園等の位置や施設情報を検索するシステムを作成し、市民に情報提供することで公園等の活用促進を図ります。また、地域の活動などもサポートできるように公園等でのイベントなどの情報を検索システムに連動させることも検討していきます。

6-4 環境学習プログラムの開発 [継続]

ふなばしアンデルセン公園での自然体験やふなばし三番瀬海浜公園に整備予定の環境学習施設での環境学習に併せ、環境に関する活動をしている市民活動団体とも協力しながら環境学習プログラムを作成し、実施していきます。

6-5 市の花の普及・啓発活動 [継続]

市の花である「ヒマワリ」と「カザグルマ」を周知し、市民一人ひとりの手による緑化活動を推進します。

ヒマワリの周知については、学校や保育園といった公共施設等で育てることや、種の小袋を出張所等の窓口で配布することで推進します。

カザグルマについては、自生地保護を最優先課題としつつ、自生種から育てた苗の配布により周知を図ります。

どちらも、配布箇所の変更や、数量の増加等で周知を強化していきます。

6-6 緑の散策路の普及・推進 [継続]

自然散策マップやお散歩マップを周知し、それを活用した散策会等の開催により普及していきます。



船橋市ホームページより

6-7 地域の活性化のための公園活用 [新規]

地域の活性化につながる、朝市やチャリティーイベントなどの開催場所として公園等を活用していきます。加えて、ロケ地の紹介をしている「ふなばし撮おりゃんせ」を通して映画やドラマなどの撮影も誘致し、市に愛着を感じてもらえるような要素として公園を活用していきます。